

川崎市人権啓発用教材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民文化局人権・男女共同参画室（以下「人権・男女共同参画室」という。）において管理している人権啓発用教材（以下「教材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 人権・男女共同参画室担当課長は、教材を人権啓発の目的に使用する次の各号のいずれかに該当する団体等に貸出すものとする。

- (1) 各区役所・支所及び関係局
- (2) 川崎市内の学校、町内会・自治会及び事業者等
- (3) その他、人権・男女共同参画室担当課長が特に必要と認める団体等

(教材)

第3条 貸出しする教材は、別表のとおりとする。

(貸出手続)

第4条 教材の貸出しを受けようとする者は、人権啓発用教材借用申請書（第1号様式）を人権・男女共同参画室担当課長に提出し、承認を得なければならない。

(貸出期間)

第5条 教材の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、教材の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）があらかじめ人権・男女共同参画室担当課長の承認を得た場合はこの限りではない。

(転貸・譲渡の禁止)

第6条 使用者は、貸出しを受けた教材を転貸又は譲渡してはならない。

(物品の管理)

第7条 使用者は、貸出しを受けた教材の使用方法を厳守し、借用目的に沿った使用をしなければならない。

(損害又は紛失の届出及び賠償)

第8条 使用者は、貸出しを受けた教材を損傷又は紛失した場合は、速やかにその旨を人権・男女共同参画室担当課長に届け出なければならない。

2 前項の損傷又は紛失があった場合には、原則、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第9条 教材の貸出料は無料とする。

(貸出中止)

第10条 人権・男女共同参画室担当課長は、使用者が貸出期間中に本要綱に違反し、また、その他特に必要と認めたときは、教材の貸出を中止し、返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎市物品会計規則にあるものを除き、人権・男女共同参画室担当課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

担 任	係 長	課 長

人権啓発用教材借用申請書

年 月 日

(宛先)
川 崎 市 長

申請者
住 所 _____
団体名 _____
申請者 (代表者) _____
連絡先 _____

川崎市人権啓発用教材貸出要綱第4条の規定により、次のとおり人権等啓発用教材の借用を申請します。

教 材 名	
借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
借用目的	1 研修会の資料として (研修名 : _____) (1) 研修予定日 _____ 年 月 日 (2) 参加予定人数 _____ 人 2 個人的学習のため 3 その他 (_____)

以下は人権・男女共同参画室が記入します。

貸出日 _____ 年 月 日 受付者 _____

返却日 _____ 年 月 日 受付者 _____